

公共ますに不具合が起きた時の 対応について

建設局下水道管理部下水道調整課

令和7年11月26日
仙台市公認排水設備
工事業者説明会資料

本日の内容

1. 排水設備の対応に関する要改善事例
2. 公共ますの維持管理について
3. 公共ますの清掃依頼について

1. 排水設備の対応に関する要改善事例

- ・自宅の排水設備が詰まったため、市民がハウスメーカーを経由して、公認店に調査及び清掃を依頼した。
- ・依頼を受けた公認店は現地で調査を行い、仙台市が管理する公共ます内に木の根が侵入していることが原因であることを確認した。
- ・公認店は、仙台市が管理する公共ますの不具合であることを市民に説明したが、市民は公共ますと宅内排水設備の清掃を公認店に依頼した。
- ・公認店は、市民の依頼を受けて、仙台市に連絡することなく宅内排水設備と公共ますを清掃し、費用の支払いを受けた。
- ・後日、市民より仙台市に対し、公共ますの清掃費用分について支払い請求があった。



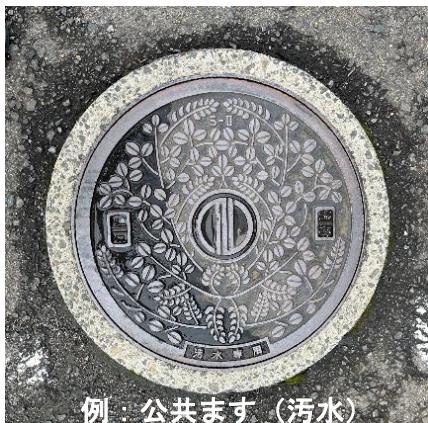
- ① 公共ますに不具合があった場合は、**仙台市が状況確認のうえ、必要な措置を講じます。**
- ② 公共ますを仙台市が清掃することを承知の上で、市民の皆さまから公共ますの清掃を依頼された場合は、本市にご連絡願います。

2. 公共ますの維持管理について

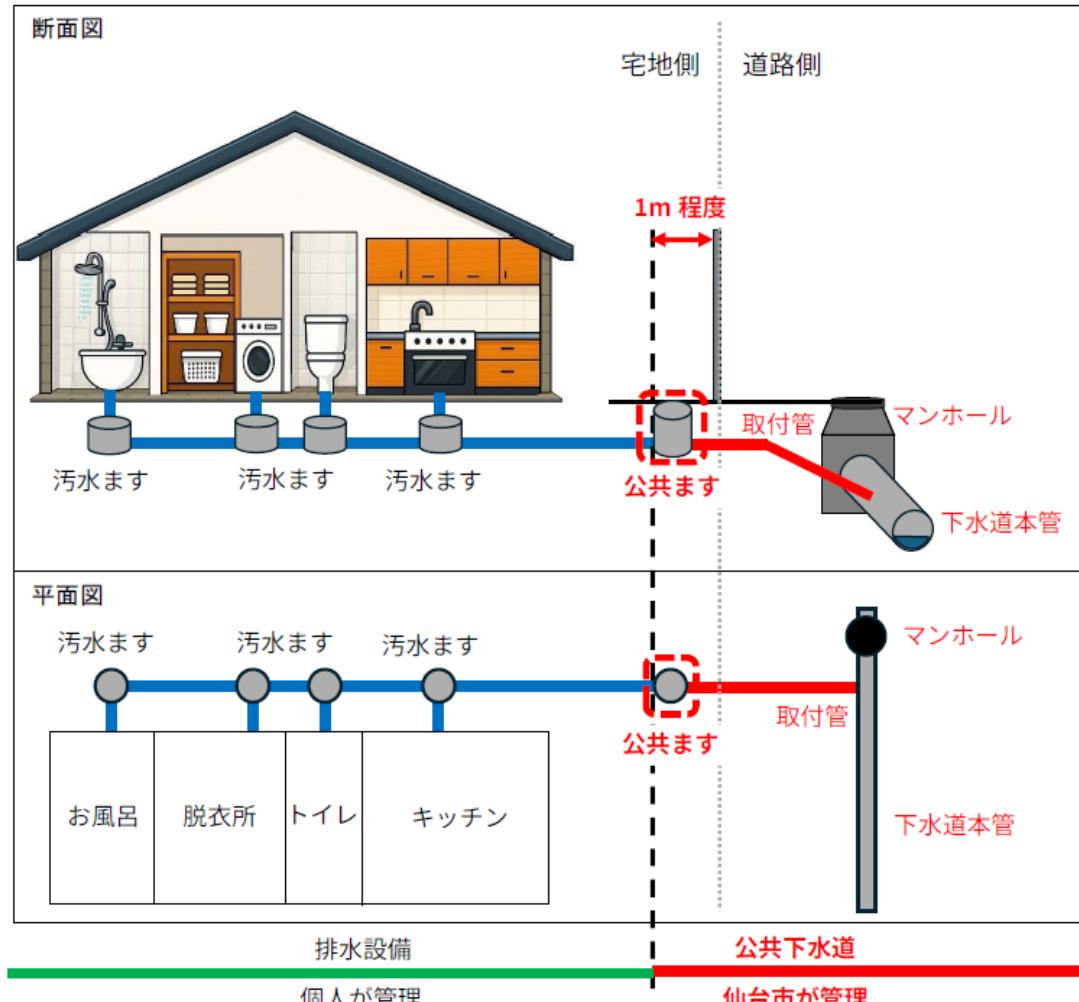
(1) 公共ますとは

家庭や事業所などから出る汚水（トイレ・台所・お風呂など）や雨水を、道路の下にある下水道本管や道路側溝に流すため、宅地と道路の境界から約1メートル程度の宅地内に設置してある「ます」で、**仙台市が管理**します。

公共ますは、基本的に合流式の地区では1宅地に1つ設置されており、分流式の地区では汚水ますと雨水ますが各1つずつ設置されています。



分流式公共ます（汚水）の例

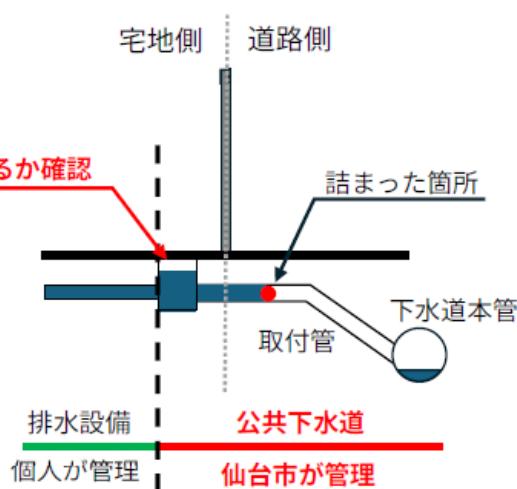


2. 公共ますの維持管理について

(2) 下水道が詰まった

市民の皆さんから下水道の詰まりの連絡があり対応するときは、まず、詰まっている箇所が仙台市管理の公共下水道か宅地内の排水設備かを確認してください。

公共ますを開けた際、公共ますに滞水している場合には公共下水道の詰まり、そうでない場合は、宅地内の排水設備の詰まりが考えられます。



(3) 公共ますが詰まつた（壊れていた）

公共ますは仙台市が管理しています。

公共ますや取付管など、公共下水道での詰まりや破損を確認した場合は、**必ず、仙台市の下水道維持管理部署までご連絡願います。**

●連絡先

【平日 8:30～17:15】

青葉区・泉区

⇒下水道北管理センター

(電話 : 022-373-0902)

宮城野区・太白区

⇒下水道南管理センター

(電話 : 022-746-5061)

若林区

⇒若林下水道サービスセンター

(電話 : 022-746-5062)

【平日時間外・土日祝日】

青葉区・泉区・宮城野区・太白区

⇒仙台市役所守衛室

(電話 : 022-261-1111)

若林区

⇒若林下水道サービスセンター

(電話 : 022-746-5062)

2. 公共ますの維持管理について

(4) 公共ますの位置や高さを変える

市民の皆さまから外構工事等の依頼を受けて、公共ますの位置や高さの変更が必要となった場合は、**仙台市の許可が必要**です。

また、工事に係る費用は申請する市民の方の負担となります。

工事を実施する前に、次の担当部署までご連絡願います。

【平日 8:30～17:15】

下水道調整課 管理係
場所：本庁舎5階
電話：022－218－8814

<排水設備の工事と同時に実施する場合>
業務課 排水設備係
場所：水道局庁舎 1 階
電話：022－748－0585

(5) その他

①公共ますを埋めたり、上に物を置いたりせずに、すぐに開けられる状態にしてください。公共ますで不具合が生じた際に作業ができなくなってしまいます。

②車両等で公共ますの上に乗らないようにご注意ください。車両等による荷重を想定していない公共ますの場合、破損することがあります。

③公共ますの周りに樹木を植える際は、木の根の侵入にご注意ください。公共ます内に植物の根が浸入し、詰まりや破損の原因となります。

④道路上のマンホール鉄蓋において、ガタつきやヒビ割れなどの不具合を確認した場合には、「（3）公共ますが詰まった（壊れていた）」に記載の連絡先までご連絡願います。

3. 公共ますの清掃依頼について

(1) 新たな取り組み

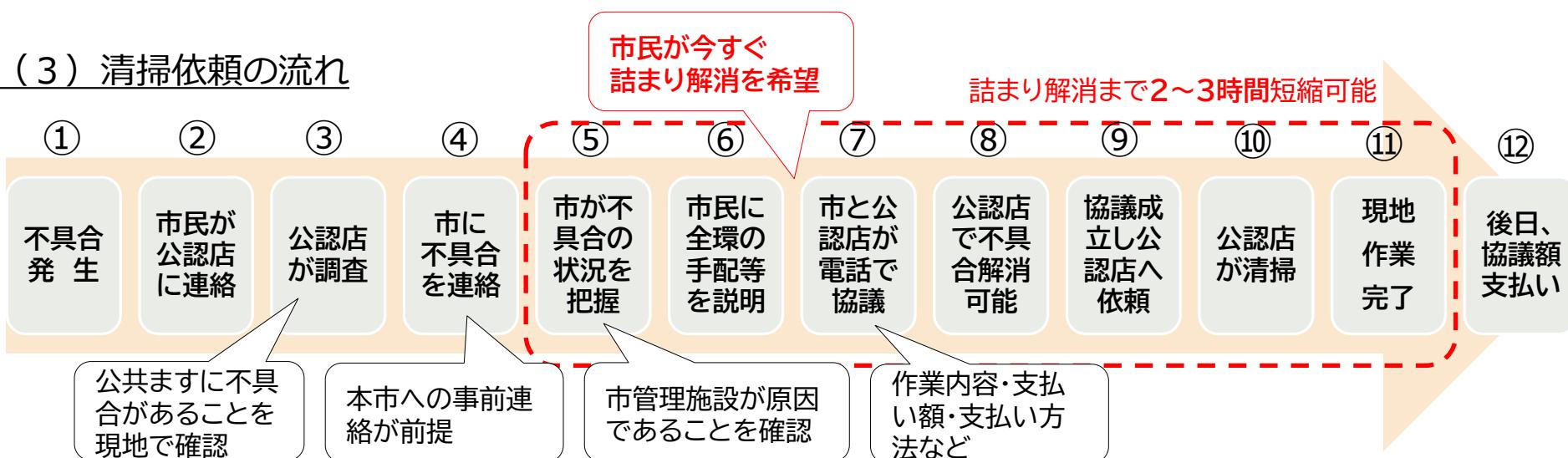
公認店の皆さまが、市民の皆さまから下水道の詰まり解消の依頼を受けて現地を確認した際に、詰まりの原因が確実に公共ますの不具合によるもので、公認店の皆様によりその場での対応が可能である場合には、仙台市から清掃を依頼することができます。

これにより、詰まり解消までの待ち時間を短縮することができます。

(2) 清掃依頼の条件

- 本市に事前連絡があること。
- 確実に仙台市が管理する公共ますでの不具合であること。
- 作業内容や費用の後日支払いなど、本市が示す条件での協議が成立すること。

(3) 清掃依頼の流れ



(4) 留意事項

- 作業内容は、詰まり解消や通水機能確保（当面の生活に支障が出ない程度）とします。
- この依頼は、開庁日のみとなります。